

## 豊橋市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月16日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

### 第1 監査の請求

令和4年12月19日付けで、次のとおり監査の請求があった。

#### 豊橋市職員措置請求書

##### 1 請求の要旨

記録（事実証明書1）によると、令和3年12月2日、文化・スポーツ部部長の職員A（事実証明書1には実名記載）と、「スポーツのまち」づくり課課長の職員B（事実証明書1には実名記載）が、東京都（特別区）に「アリーナ整備についての打合せ」として、日帰り（宿泊なし）の出張をした（以下、当該出張）。その後、当該出張に要した費用（以下、当該出張費用）を職員A・Bそれぞれに支払った（以下、当該財務会計行為1）。しかしながら、当該出張の訪問先は非公開であり、その理由は「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に該当」とのことである（事実証明書2）。他方、職員Aは、SNSにて「東京に行って空いた時間に名画鑑賞しました。」と、三菱一号館美術館へ訪問した旨を、翌12月3日に投稿した（事実証明書3）。訪問先が不明であるため、公金が職員個人の遊興に充てられた可能性がある。監査の上、当該財務会計行為1が、不当であれば、当該出張費用を職員A及びBが豊橋市へ支払う（返還する）ことを職員A及びBに請求するよう、豊橋市長に勧告することを求める。

加えて、この出張の後、豊橋市は、令和4年7月29日に「多目的屋内施設関連市場調査委託業務（令和3年度・令和4年度2か年事業）」（以下、当該調査業務）の委託料として、5,610,000円を、委託事業者である株式会社日本総合研究所に支払った（以下、当該財務会計行為2）（事実証明書4）。更に、同じ株式会社日本総合研究所と令和4年9月5日に「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書作成委託業務」（以下、当該計画等策定業務）の業務委託契約を54,996,590円で締結した（以下、当該財務会計行為3）（事実証明書5）。当該出張の訪問先が非公開であり且つ出張の内容が「アリーナ整備についての打合せ」であるため、訪問先が、株式会社日本総合研究所及びその関連会社や関係する会社（株式会社日本総合研究所と同じ、三井住友フィナンシャルグループの企業や、株式会社日本総合研究所が関

与した愛知県新体育館整備に関わる事業者など)の可能性が大いにある。豊橋市職員のこれら企業との事前の接触により、当該調査業務や当該計画等策定業務の仕様書作成や事業者公募・選定に関して、公正な競争環境が阻害されるなど、当該財務会計行為2及び3が、不当な財務会計行為とされたおそれがある。また、非公開の訪問先以外にも訪問している可能性もある。当該出張の全ての訪問先、及び、訪問先との打合せ内容等を含め、その後の当該財務会計行為2及び3までの経過を監査の上、当該財務会計行為2及び3が、不当な財務会計行為であれば、当該財務会計行為2に関しては豊橋市長である浅井氏個人が豊橋市に対し、当該調査業務の費用を支払う、当該財務会計行為3については契約を取り消すことを、豊橋市長に勧告することを求める。

## 2 求める措置

監査委員は、当該出張、当該調査業務及び当該計画等策定業務に関する財務会計行為が不当でないかを、出張の訪問先及び打合せ内容等を含め当該財務会計行為2及び3に至る経過を監査し、財務会計行為1については職員A及びBによる当該出張費用の返還、財務会計行為2については浅井氏個人による当該調査業務の費用の豊橋市への支払い、財務会計行為3については契約の取り消しをそれぞれ請求するよう、豊橋市長に勧告することを求める。

## 3 請求人

団体所在地、団体名省略

## 4 事実を証する書面

- 1 当該出張の「支出負担行為兼支出命令書」等2名分(各5枚・計10枚)
- 2 事実証明書1を含む公文書が示された「公文書一部公開決定通知書(4豊多整第69号 令和4年10月21日)」(2枚)
- 3 職員AのSNS投稿(職員A以外の個人情報伏せている)(3枚)
- 4 支出命令書(摘要:多目的屋内施設関連市場調査委託業務(令和3年度・令和4年度2か年事業))(1枚)
- 5 業務委託契約書(業務名:多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務)(1枚)

## 第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

4 豊監査第55-7号

令和5年2月16日

請求人 あて

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

### 豊橋市職員措置請求について（通知）

令和4年12月19日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求書については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

### 記

#### 1 請求の受理

本請求は、令和4年12月27日に受理した。

#### 2 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、令和3年12月2日に職員A及びBが東京都へ出張した（以下「当該出張」という。）費用及び当該出張後に支払った「多目的屋内施設関連市場調査委託業務（令和3年度・令和4年度2か年事業）」（以下「当該調査業務」という。）の委託料並びに当該出張後に契約締結した「多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務」（以下「当該計画等策定業務」という。）についての財務会計行為に係る公金支出に関係する事務等に関し、豊橋市（以下「市」という。）当局から提出された書類についての調査及び市の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取により実施した。

##### (1) 監査対象事項

豊橋市職員措置請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解して監査を実施した。

ア 当該出張費用の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか。

イ 当該調査業務の支出が違法又は不当な契約締結に基づく公金支出に該当するか。

ウ 当該計画等策定業務の契約締結が違法又は不当な契約締結に該当するか。

(2) 監査対象部局

文化・スポーツ部

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和5年1月20日に新たな証拠として次の書面が提出され、同24日に行われた請求人の陳述において、1は、事実証明書2に係る「公開しないこととした理由」を補足するもの、2から9までは株式会社日本総合研究所及びその関連会社、関係する会社（株式会社日本総合研究所と同じ、三井住友フィナンシャルグループの企業や、株式会社日本総合研究所が関与した愛知県新体育館整備に係る事業者など）（以下「受託者等」という。）を補足するもの、10は当該出張の成果を示す公文書が存在せず、当該出張に行ったという証拠がないことを示すものである旨の陳述がなされた。

- 1 豊橋市情報公開条例（のうち、第6条まで）（2枚）
- 2 三井住友フィナンシャルグループの主な連結子会社・主な関連会社（5枚）  
<https://www.smfg.co.jp/company/groupcompanies.html>より
- 3 愛知県新体育館整備・運営等事業 落札者選定結果（2021年2月17日 愛知県）のうち、表紙とp5-7（4枚）<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/367862.pdf>より
- 4 【独自調査】新体育館など愛知県の入札事業への重大疑惑と「政策顧問」存在の闇（Yahoo!ニュース）（13枚）<https://news.yahoo.co.jp/byline/taketosekiguchi/20221223-00329521>より
- 5 愛知県の入札事業の疑惑に対して県から反論の書面（全文掲載）（Yahoo!ニュース）（4枚）  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/taketosekiguchi/20221228-00330445>より
- 6 JICA > 民間連携事業 > 案件事例検索 > 結果一覧  
[https://www2.jica.go.jp/ja/priv\\_sme\\_partner/index.php?r=site%2Findex&rg%5B0%5D=&ct%5B0%5D=&ct%5B0%5D=&rg%5B1%5D=&ct%5B1%5D=&ct%5B1%5D=&rg%5B2%5D=&ct%5B2%5D=&ct%5B2%5D=&yf=&yt=&pj=&cp=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%87%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%82%B5%E3%83%AB%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%82%B0&pf%5B0%5D=&pf%5B1%5D=&pf%5B2%5D=&os=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2](https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/index.php?r=site%2Findex&rg%5B0%5D=&ct%5B0%5D=&ct%5B0%5D=&rg%5B1%5D=&ct%5B1%5D=&ct%5B1%5D=&rg%5B2%5D=&ct%5B2%5D=&ct%5B2%5D=&yf=&yt=&pj=&cp=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%87%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B9%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%82%B5%E3%83%AB%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%82%B0&pf%5B0%5D=&pf%5B1%5D=&pf%5B2%5D=&os=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2)より
- 7 知事記者会見（平成24年7月17日（火）午前10時）（2）政策顧問の委嘱について（1枚）  
<https://www.pref.aichi.jp/koho/kaiken/2012/07.17.html>より
- 8 MPM登録者一覧 > 植村公一（2枚）  
[https://cpds-c.jp/archives/mpm\\_list/uemura-koichi](https://cpds-c.jp/archives/mpm_list/uemura-koichi)より
- 9 公文書非公開決定通知書（4豊多整102号 令和5年1月6日）（1枚）
- 10 公文書非公開決定通知書（4豊多整103号 令和5年1月11日）（1枚）

(4) 事情を聴取した関係職員

令和5年1月24日及び同年2月6日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴

取を行った。

令和5年1月24日

前文化・スポーツ部長

文化・スポーツ部長

文化・スポーツ部多目的屋内施設整備推進室長補佐

令和5年2月6日

文化・スポーツ部多目的屋内施設整備推進室長

(5) 事情を聴取した関係人

令和5年1月26日に次の関係人に対し、事実確認のため、電話で事情聴取を行った。

当該出張の訪問先の相手方

3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

(結論) 本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

なお、棄却の理由を述べるに当たり、監査の過程において監査委員が把握した事実のうち、多目的屋内施設整備推進室が、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号の規定に基づき非公開としたものについては、それが特定されないような記載方法としている。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 当該出張に係る旅行命令について

令和3年11月29日 旅行命令権者は、次のとおり旅行命令を発した。

旅行命令権者 文化・スポーツ部長：杉浦副市長

「スポーツのまち」づくり課長：文化・スポーツ部長

日程 令和3年12月2日（木）～令和3年12月2日（木）

場所 東京都

訪問先 非公開

旅行者 文化・スポーツ部長、「スポーツのまち」づくり課長（以下「旅行者」という。）

用務 アリーナ整備についての打合せ

経路 豊橋、東京間 293.6 km 東海道新幹線

歳出費目 02 総務費 07 スポーツ振興費 01 スポーツ振興総務費 08 旅費

旅費内訳 鉄道賃 17,800 円

旅行雑費 1,000 円

計 18,800 円

18,800 円×2名=37,600 円

令和3年12月9日 支出負担行為兼支出命令書の作成

令和3年12月24日 債権者の登録口座に口座振替による支払

イ 出張当日の旅行者の行動について

○豊橋駅（10：51発）新幹線予約画面確認

（東海道新幹線ひかり644）

○東京駅（12：12着）

昼食（丸の内 30分程度）

三菱一号館美術館（丸の内 30分程度）

（徒歩530m、東京メトロ、徒歩240m）

東京丸の内線—赤坂見附—銀座線—外苑前

約30分

訪問先 非公開 早めに到着し、ロビーで待機

（15:00訪問し、相手方2名と30分から40分程度打合せ）

（徒歩240m、東京メトロ）

外苑前—銀座線—赤坂見附—丸の内線—東京

約30分

○東京駅（16：33発）新幹線予約画面確認

（東海道新幹線ひかり651）

○豊橋駅（17：54着）

豊橋、東京間の移動に利用した東海道新幹線は、旅行者のモバイルアプリケーションの新幹線予約画面の履歴で確認し、訪問先での打合せの相手方2名は名刺で確認した。また、三菱一号館美術館から訪問先を経由して東京駅までの間の徒歩及び東京メトロの距離及び所要時間はナビタイムを用いて検索し確認した。

ウ 出張翌日の旅行者の行動について

庶務管理システムを確認したところ、旅行者はともに在勤庁で勤務していた。

旅行者は副市長に対し、口頭で復命を行った。

エ 令和3年度及び令和4年度（11月29日まで）の多目的屋内施設整備推進室（令和4年7月4日までは「スポーツのまち」づくり課）の旅行命令（依頼）書の確認について  
受託者等を訪問先とする旅行命令はなかった。

オ 当該調査業務について

(ア) 業者選定から契約締結

- ・令和3年12月24日 委託業務審査会部会を開催し、審査により指名業者7者を選定
- ・令和3年12月27日 指名通知

- ・令和4年1月13日 開札
- ・落札業者 株式会社日本総合研究所
- ・令和4年1月13日 契約締結
  - 業務期間 令和4年1月13日から令和4年6月20日
  - 委託金額 5,610,000円
  - 支払方法等 業務完了後一括払い

当該調査業務は契約規則等にのっとり業者選定され、契約締結が行われた。

(イ) 当該調査業務の支出

- ・令和4年6月20日 受託者から委託業務完了報告書（完了届）の提出を受け、検査を行った。
- ・令和4年7月4日 請求書受理
- ・令和4年7月22日 支出命令書起票、決裁
- ・令和4年7月29日 債権者の登録口座に振込み

カ 当該計画等策定業務について

- ・令和4年5月24日 委託業務審査会が開催され、契約検査課から審査結果通知書（公募型プロポーザル方式 参加者1者の場合 可）が「スポーツのまち」づくり課に通知された。
- ・令和4年7月6日 第1回プロポーザル評価委員会が開催され、実施要領、評価基準を決定した。
- ・令和4年7月8日 公募型プロポーザル公告
- ・令和4年8月5日 提案書等の提出期限 株式会社日本総合研究所1者提出
- ・令和4年8月19日 第2回プロポーザル評価委員会が開催され、第一次審査（書面審査）及び第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、契約候補者として株式会社日本総合研究所を特定した。
- ・令和4年8月26日 見積り合わせ
- ・令和4年9月5日 契約締結（一者随意契約）契約金額 54,996,590円

当該計画等策定業務は契約規則等にのっとり業者選定され、契約締結が行われた。

キ 監査対象事項に関して関係職員から事情聴取した内容は、以下のとおりである。

(ア) 当該出張費用の支出が、不当な公金の支出に当たるか

a 当該出張の必要性について

様々な関係者から、アリーナ整備についての情報を収集してきたが、当該出張もその一つであり、有意義な意見交換ができたとの認識をもっている。

b 当該出張で得られた情報を、その後のアリーナ整備でどのように活かしているか。  
市場の動向や他都市の事例などについて、アリーナ整備の可能性を検討するに当たり有効に活用した。

(イ) 受託者等と事前の接触があったか

- a アリーナ整備に当たり、訪問先以外の企業を訪問したか。  
訪問先以外は訪問していない。
- b 受託者等との接触があったか。  
一切の接触はない。

ク 関係人に対し、事実確認のため、電話で事情聴取を行った内容は、以下のとおりである。

(ア) 訪問先の相手方との打合せについて

- ・訪問者 文化・スポーツ部長、「スポーツのまち」づくり課長
- ・打合せの内容 アリーナ整備の進め方について
- ・滞在時間 正確な時間は記録がなく覚えていないが、予定では15:00から1時間であったので1時間以内であったと思われる。

(2) 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査対象事項について、監査委員は、次のとおり判断した。

ア 当該出張費用の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか。

最高裁判所第二小法廷平成15年1月17日判決によれば、「地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており（同法32条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記サービス関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。」とされている。

このことを踏まえて、まず本件出張が旅行命令に従って行われているかについて検討するに、請求人は、職員Aが、SNSにて「東京に行って空いた時間に名画鑑賞しました。」と、三菱一号館美術館へ訪問した旨を、翌12月3日に投稿したが、訪問先が不明であるため、公金が職員個人の遊興に充てられた可能性があると主張する。

この主張に関し、アリーナ整備に関する当該出張の訪問先は、非公開とされた企業のみである。また、確かに、旅行者は昼食後に美術館に立ち寄っているものの、旅行者は旅行命令に従って非公開とされた企業を訪問し、アリーナ整備について打合せを行ったことは、関係職員及び関係人への事情聴取から認めることができる。したがって、当該出張は、旅行命令に従ったものである。

次に、本件旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があるかについてであるが、当該出張はアリーナ整備に関する情報を収集する上で合理的な必要があったと認めることができ、本件旅行命令に重大かつ明白な瑕疵があったということはできない。

したがって、当該出張費用の支出は、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

イ 当該調査業務の支出が違法又は不当な契約締結に基づく公金支出に該当するか、また、当該計画等策定業務の契約締結が違法又は不当な契約締結に該当するか。

これらの点に関し、請求人は、当該出張の訪問先が、受託者等の可能性が大いにあり、



これら企業との事前の接触により、当該調査業務や当該計画等策定業務の仕様書作成や事業者公募・選定に関して、公正な競争環境が阻害されるなど、当該調査業務の契約に基づく支出や当該計画等策定業務契約の締結が、不当な財務会計行為とされたおそれがあると主張するが、当該出張の訪問先は、受託者等ではない。

また、請求人は非公開の訪問先以外にも訪問している可能性もあると主張するが、当日の行動からは、非公開の訪問先以外を訪問していないという旅行者の説明は合理的であり疑う余地はない。

併せて、令和3年度及び令和4年度（11月29日まで）の旅行命令（依頼）書からは、請求人の主張する受託者等を訪問した事実は見当たらない。

そうすると、受託者等との事前の接触により、当該調査業務や当該計画等策定業務の仕様書作成や事業者公募・選定に関して、公正な競争環境が阻害されたとは認められず、よって、当該調査業務の契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当せず、当該計画等策定業務の契約締結が違法又は不当な契約締結に該当しないことは明らかである。

さらに、当該調査業務の事業者の決定に関しては、指名競争入札の基準に従って適法になされたものと認めることができ、当該計画等策定業務の事業者に関しても、公募型プロポーザル方式の基準に従って適法になされたものと認めることができる。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。